

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

規則

○福島県総合社会福祉施設太陽の国条例施行規則の一部を改正する規則

九

○福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

一〇

○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

一一

告示

○生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件

一二

○生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件

一三

○生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件

一四

○生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件

一五

○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件

一六

○家畜防疫員の検査を受けることを命ずる件九件

一七

○保安林の指定をする予定である旨通知があった件

一八

○道路の区域を変更する件三件

一九

○道路の供用を開始する件

二〇

○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件

二一

公告

○争議行為を行う旨通知があった件

二二

○県営土地改良事業の工事が完了した件

二三

福島県企業局

○福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

二四

福島県病院局

○福島県病院局財務規程の一部を改正する規程

二五

正誤

○平成十六年十二月三日付け第千六百二十四号中

二七

福島県総合社会福祉施設太陽の国条例施行規則の一部を改正する規則、福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則及び指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十三年三月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第七号

福島県総合社会福祉施設太陽の国条例施行規則の一部を改正する規則

福島県総合社会福祉施設太陽の国条例施行規則(昭和五十四年福島県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条中「又は野球場使用許可申請書(第二号様式)」を削り、「第三号様式」を「第二号様式」に改める。

第四条中「又は野球場の」を「の」に、「(第四号様式)又は野球場使用許可書(第五号様式)」を「第三号様式」に改め、同条ただし書中「(第六号様式)」を「第四号様式」に改める。

第五条第一項中「又は野球場」を削り、「が条例第八条第一項の規定により当該許可に係る事項を変更しようとするとき」を「であつて条例第八条第一項の規定により変更の許可を受けようとするもの」に、「提出し、その許可を受けなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第二項中「若しくは野球場使用許可書」を削り、同条第三項中「第一項の規定による」を「指定管理者は、条例第八条第一項の規定により変更の」に、「許可書」を「規定により交付を受けた厚生センター使用許可書」に改める。

第六条の見出し中「使用料」を「使用料等」に改め、同条第一項の表厚生センター及び野球場の項中「及び野球場」及び「又は運動競技大会」を削り、同条第二項中「又は野球場の」を「の」に改め、「又は野球場使用許可申請書」を削り、「第七号様式」又は野球場使用料免除申請書(第八号様式)を「第五号様式」に改め、同条第三項中「第九号様式」を「第六号様式」に、「同項の表病院の項免除できる場合の区分の欄」を「同項の表福島県太陽の国病院の項免除できる場合の区分の欄」に改める。

第七条第一項中「野球場使用料免除申請書」を削り、同条第二項中「第十号様式」、野球場使用料免除・不免除決定通知書(第十一号様式)を「第七号様式」に、「第十二号様式」を「第八号様式」に改める。

第十一条中「第十三号様式)又は野球場使用料返還申請書(第十四号様式)」を「第九号様式」に改め、「又は野球場使用許可書」を削る。

第十二条第一号中「野球場、」を「及び」に改める。

第十三条中「又は野球場」を削る。

第十四条中「野球場」を削る。

第二号様式を削る。

第三号様式中「厚生センター・野球場指定管理者」を「厚生センター指定管理者」に「施設名

規則

1 厚生センター(1)宿泊 (2)研修 (3)休憩) を「使用内容(1)宿泊
2 野球場」
(2)研修 (3)休憩) に改め、同様式を第二号様式とする。
第四号様式を第三号様式とし、第五号様式を削る。

第六号様式中 1 厚生センター(1)宿泊 (2)研修 (3)休憩) を「使用内
2 野球場」

容(1)宿泊 (2)研修 (3)休憩) に改め、同様式を第四号様式とする。
「厚生センター・野球場」を「厚生センター・野球場」に改め、同様式を第四号様式とする。

第七号様式を第五号様式とし、第八号様式を削り、第九号様式を第六号様式とし、第十号様式を第七号様式とし、第十一号様式を削り、第十二号様式を第八号様式とし、第十三号様式を第九号様式とし、第十四号様式を削る。

附 則

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第六条の見出しの改正規定及び同条第三項の改正規定(「同項の表病院の項免除できる場合の区分の欄」を「同項の表福島県太陽の国病院の項免除できる場合の区分の欄」に改める部分に限る)は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の福島県総合社会福祉施設太陽の国条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づき提出されている申請書は、改正後の福島県総合社会福祉施設太陽の国条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定に基づき提出された申請書とみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づき交付されている使用許可書、個人使用券又は決定通知書は、改正後の規則の規定に基づき交付された使用許可書、個人使用券又は決定通知書とみなす。

(保健福祉総務課)

福島県規則第八号

福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

福島県ハイテクプラザ条例施行規則(平成四年福島県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の2の表中(30)を削り、(31)を(30)とし、(32)を(31)とし、(33)を(32)とし、(34)を(33)とし、(35)を(34)とし、(36)を(35)とし、(37)を(36)とし、(38)を(37)とし、(39)を(38)とし、(40)を(39)とし、(41)を(40)とし、(42)を(41)とし、(43)を(42)とし、(44)を(43)とし、(45)を(44)とし、別表第二の二の3の表(3)中「一三、九七〇円」を「一八、二九〇円」に改め、同表中(57)を削り、(58)を(57)とし、(59)を(58)とし、(60)を(59)とし、(61)を(60)とし、(62)を(61)とし、(63)を(62)とし、(64)を(63)とし、(65)を(64)とし、(66)を(65)とし、(67)を(66)とし、(68)を(67)とし、(69)を(68)とし、(70)を(69)とする。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(産業創出課)

福島県規則第九号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則(昭和三十九年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一株式会社東邦銀行福島中央市場支店の項を削る。

別表第二郡山市農業協同組合の項中「御館支店、宮城支店」を「中田支店」に、「多田野支店」を「逢瀬片平支店」に改め、「河内支店」を削り、同表たむら農業協同組合の項中、「美山支店」、「瀬川支店」、「芦沢支店」及び「岩江支店、御木沢支店、沢石支店」を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年三月十四日から施行する。ただし、別表第二郡山市農業協同組合の項の改正規定は、同月二十八日から施行する。

(出納総務課)

告 示

福島県告示第百二十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年三月十一日

名 称	所 在 地	福 島 県 知 事
やなぎほり皮膚科クリニック	本宮市高木字平内七四一	藤 雄 平
エール薬局高木店	同	指定年月日 平成二十三年二月二日
		同 月一日 (社会福祉課)

福島県告示第百二十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。

平成二十三年三月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

名	称	所 在 地
変 更 前	変 更 後	
有限会社みはる調剤薬局	みはる調剤薬局	田村郡三春町字大町三二一 一

(社会福祉課)

福島県告示第百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十三年三月十一日

名 称 所 在 地 廃止年月日

大石薬局 南相馬市原町区栄町一七二二 平成二十三年一月三十一日

(社会福祉課)

福島県告示第百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。

平成二十三年三月十一日

氏 名 住 所 施術所名 施術所の所在地 指定年月日

一ノ瀬秀美 会津若松市東山町 在宅訪問マツ 会津若松市河東町熊 平成二十三年一月二六日

高橋栄 会津若松市東山町 同 同 同

大字石山字院内五 サージあいの 野堂字村内一〇六 同

大字石山字院内五 同 同

八七

(社会福祉課)

福島県告示第百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年三月十一日から同年四月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年三月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
カインズホーム方木田店 福島県福島市方木田字水持代五番一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年三月十一日から同年四月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年三月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) 鮮場 小名浜店 福島県いわき市小名浜字愛宕町五番一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第百二十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成二十三年三月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 実施の目的
牛のブルセラ病、結核病及びヨネ病の発生の予防
- 二 実施する区域
1 二本松市（油井、智恵子の森一丁目、智恵子の森二丁目、智恵子の森三丁目、智恵子の森四丁目、智恵子の森五丁目、米沢、渋川、上川崎、小沢、下川崎、吉倉、

小浜、成田、上太田、西勝田、上長折、下長折、杉沢、田沢、百目木、長折、西新殿、初森、東新殿、茂原、太田、木幡、戸沢及び針道の区域を除く。)、本宮市(稲沢、白岩、長屋、糠沢、松沢及び和田の区域を除く。)、大玉村、田村市、三春町、小野町、白河市(東の区域を除く。)、矢吹町、中島村、会津美里町(大石の区域に限る。)、磐梯町、猪苗代町、相馬市、南相馬市(小高区の区域を除く。)、新地町及びいわき市(小川町、川前町及び高倉町の区域に限る。))の各区域

2 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する区域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

二の区域内で飼育されている生後一歳以上の牛であつて次に掲げるもの

1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

3 1又は2の牛と同一施設内で飼育している牛

4 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する牛

四 実施の期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)別表第一に定める方法

(畜産課)

福島県告示第百二十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成二十三年三月十一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 実施の目的
- 馬伝染性貧血の発生の予防
- 二 実施する区域
- 県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- 生後百八十日以上以上の馬であつて、過去一年の間に一の目的に係る検査を受けていないものうち次に掲げるもの
- 1 家畜市場に出場する軽種馬
- 2 県外に移出する馬
- 3 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬
- 4 放牧している馬又は放牧しようとする馬
- 5 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬
- 6 競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)の規定による競馬に出場する馬

7 所轄の福島県家畜保健衛生所長が必要と認める馬

四 実施の期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)別表第一に定める方法

(畜産課)

福島県告示第百二十八号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成二十三年三月十一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 実施の目的
 - 馬伝染性子宮炎の発生の予防
 - 二 実施する区域
 - 県下一円
 - 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - 1 交配のため県外に移出する馬
 - 2 所轄の福島県家畜保健衛生所長が必要と認める馬
 - 四 実施の期日
 - 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
 - 五 検査の方法
 - 臨床検査及び細菌検査
- (畜産課)

福島県告示第百二十九号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成二十三年三月十一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 実施の目的
- 鶏の家禽サルモネラ感染症(サルモネラ・プロテラムによるもの)に限る。)
- 二 実施する区域
- 県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種鶏及び種鶏候補鶏

四 実施の期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

急速凝集反応法

(畜産課)

福島県告示第百三十号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
平成二十三年三月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 実施の目的

みつばちの腐蛆病の発生の予防

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

みつばち

四 実施の期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

肉眼的検査及び細菌学的検査

(畜産課)

福島県告示第百三十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
平成二十三年三月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アインウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生の予察

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

越冬していない一の監視伝染病のワクチン未接種の牛であつて、地理的条件及び自然条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定したもの

四 実施の期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査(中和試験及びゲル内沈降反応)

(畜産課)

福島県告示第百三十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
平成二十三年三月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザの発生の予察

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥(以下「家きん」という。)を百羽以上(だちょうにあつては、十羽以上)飼養している箇所であつて、福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されている家きんのうち任意の十羽以上

四 実施の期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

血清学的検査(寒天ゲル内沈降反応)

(畜産課)

福島県告示第百三十三号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。
平成二十三年三月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 実施の目的

豚のオーエスキー病の発生の予察

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

繁殖の用に供し、若しくは供する目的で飼養している豚又は肥育の用に供し、若し

くは供する目的で飼養している豚であつて、地理的条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されているものうち任意の十四頭以上（十四頭に満たない場合は、全頭）

四 実施の期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

既知のオーエスキー病抗体陽性農場にあつては抗体識別酵素免疫測定法、これ以外の農場にあつてはラテックス凝集反応、酵素免疫測定法又は中和試験

(畜産課)

福島県告示第百三十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の死体の所有者は家畜の死体について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成二十三年三月十一日

福島県知事 佐藤雄平

一 実施の目的

牛海綿状脳症の発生の予防

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出に係る牛の死体（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十八号）第四条各号に掲げる場合に係る牛の死体を除く。）

四 実施の期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に定める方法

(畜産課)

福島県告示第百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

平成二十三年三月十一日

福島県知事 佐藤雄平

一 保安林予定森林の所在場所

東白川郡塙町大字板庭字広瀬八八、一四七の一、一四七の二、一四七の三、一四七

の四、一九二の二、一九二の三、一九六、一九七（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、塙町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林

林業総室治山対策課及び塙町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

福島県告示第百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所で平成二十三年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十一日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道川俣 安達線	福島市飯野町戸ノ内一 一番一地从先から	変更前 A	五・三 二〇・〇	六〇二・五
	同 市飯野町明治字茶 畑三一番一地从先まで	変更前 B	五・四 一八・〇	二九〇・八
同 市飯野町明治字茶 畑三一番一地从先まで	福島市飯野町戸ノ内一 一番一地从先から	変更後 A	五・三 二〇・〇	六〇二・五
	同 市飯野町明治字茶 畑三一番一地从先まで	変更後 B	五・四 二九・〇	二九〇・八

畑三番一地从先から 同 市飯野町明治字鶴 卷一五番一地从先まで 福島市飯野町戸ノ内一 番一地从先から 同 市飯野町明治字鶴 卷一五番一地从先まで	C 一〇・〇〇 六六・五	九一・〇
--	--------------------	------

(道路計画課)

福島県告示第百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所で平成二十三年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年三月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道飯野 三春石川 線	福島市飯野町志保井三 五番三地从先から 同 市飯野町中森一番 七地先まで	変更前 A	四・五〇 一八・五	一、三五三・四
	福島市飯野町中森一番 七地先から 同 市飯野町東鎮石内 五七番一地从先まで	変更前 B	五・五〇 二五・〇	五五三・九
	福島市飯野町志保井三 五番三地从先から 同 市飯野町中森一番 七地先まで	変更後 A	四・五〇 一八・五	一、三五三・四
	福島市飯野町中森一番 七地先から 同 市飯野町東鎮石内 五七番一地从先まで	変更後 B	五・五〇 二五・〇	五五三・九
	福島市飯野町志保井三 五番三地从先から	変更後 C	一一・〇〇 一七三・〇	二、〇四七・五

同 市飯野町東鎮石内 五七番一地从先まで		
-------------------------	--	--

(道路計画課)

福島県告示第百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所で平成二十三年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年三月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道福島 飯野線	福島市飯野町志保井一 五番二地从先から 同 市飯野町戸ノ口一 三番七地先まで	変更前 A	一三・八〇 一六・五	一一二〇・〇
		変更後 B	一三・八〇 二五・六	一一二〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所で平成二十三年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年三月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道庭坂福島線	福島市野田町三丁目四六番一地从先から 同 市三河北町六六番一六地先まで	平成二十三年三月 一四日

(道路計画課)

福島県告示第百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法

業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十三年三月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 施行者の名称
郡山市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
県中都市計画道路事業 三・三・百四号 内環状線
- 三 事業認可の年月日
平成十七年一月十一日
- 四 事業施行期間
(変更前) 平成十七年一月十一日から平成二十三年三月三十一日まで
(変更後) 平成十七年一月十一日から平成二十八年三月三十一日まで
- 五 事業地
取用の部分 変更なし
使用の部分 なし

(まちづくり推進課)

公 告

公告第五十号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、福島県医療労働組合連合会執行委員長斎藤富春から賃金と雇用の確保、医療・介護・福祉労働者の大幅増員等の要求に関して次のとおり争議行為を行う旨平成二十三年三月二日付けで通知があった。

平成二十三年三月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 日時 平成二十三年三月十七日から問題解決までの期間
- 二 場所 医療生協わたり病院、生協いの診療所、医療生協ふれあいクリニックさくらみず、訪問看護ほほえみステーション、訪問看護やまなみステーション、訪問看護さくらみずステーション、ほほえみ介護支援事業所、やまなみ介護支援事業所、桑野協立病院、桑野訪問看護ステーション、郡山東訪問看護ステーション、小名浜生協病院、小名浜生協病院付属せいきょうクリニック、訪問看護ステーションかもめ、デイサービスセンター虹の丘、デイサービスセンター岡小名、会津若松診療所、きたかた診療所、訪問看護ななるステーション、訪問看護きたかたステーション、白河厚生総合病院 白河厚生総合病院付属高等看護学院、農村検診センター、塙厚生病院、塙厚生病院併設老人保健施設久慈の郷、鹿島厚生病院、鹿島厚生病院併設老人保健施設厚寿苑、双葉厚生病院、高田厚生病院、坂下厚生総合病院、坂下厚生総合病院併設老人保健施設なごみ、

厚生連本所、竹田綜合病院、竹田にこにこヘルパーステーション、竹田訪問看護ステーション、竹田地域包括支援センター、竹田指定居宅介護支援事業所、通所リハビリテーションTRY、竹田ほほえみデイサービスセンター、竹田綜合病院附属芦ノ牧温泉病院、エミネンス芦ノ牧、山鹿クリニック及び星綜合病院附属星ヶ丘病院

(雇用労政課)

公告第五十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第三項の規定により、八ノ口地区に係る県営ため池等整備事業の工事は平成二十二年十二月十六日完了したので公告する。

平成二十三年三月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平
(農村計画課)

福島県企業局

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年3月11日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県企業局管理規程第2号

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

福島県企業局財務規程(昭和44年福島県企業局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

別表第4の2の表中	株式会社東邦銀行 北福島支店	福島市
	株式会社東邦銀行 福島中央市場支店	福島市

株式会社東邦銀行 北福島支店 福島市 に改める。

附 則

この規程は、平成23年3月14日から施行する。

(経営企画課)

福島県病院局

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成23年 3月11日

福島県病院事業管理者 高地 英夫

福島県病院局管理規程第4号

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程

福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第5の3の表株式会社東邦銀行福島中央市場支店の項を削る。

附 則

この規程は、平成23年3月14日から施行する。

（病院総務課）

正 誤

ページ	段 行	正	誤
-----	-----	---	---

○平成十六年十二月三日付け第千六百二十四号中（原稿誤り）

七九一	上	四	変更なし	なし
-----	---	---	------	----

福島県報の購読申込みについて

福島県報を御購読いただきありがとうございます。

現在の購読期限は、平成23年3月末日までとなっておりますが、来年度も引き続き購読を希望される方や新たに購読を希望される方は、次のページの申込書に必要事項を記載の上3月31日（木）までに福島県総務部文書管財総室文書法務課（郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号）にお申し込みください。

購読料（月額3,390円。送料を含む。）につきましては、お申し込み後に納入通知書を送付しますので、納入期限までに福島県指定金融機関（東邦銀行）又は福島県収納代理金融機関（東邦銀行以外の銀行、信用金庫、信用組合等）に納入してください。

福 島 県 報 購 読 申 込 書

平成 年 月 日

福 島 県 知 事

郵便番号

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び法人その他の

団体にあつては、その代表者の

氏名



電話番号

福 島 県 報 を 部 平 成 年 月 日 から

平 成 年 月 日 まで 箇 月 間 購 読 し ます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。